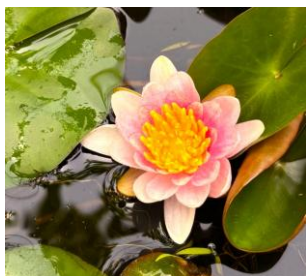


人事労務通信



社会保険労務士事務所
人事労務センター
 〒812-0011
 福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702
 ☎ 092-982-4188 Fax092-982-6170
 Eメール akiko@b-souken.com

スイレンが開花しました



庭のスイレンは毎年開花します。
 庭には3つの睡蓮鉢があります。
 ほとんど何の手入れもせず、最近の雨不足では多少干上がった感じにな

ったりもしていましたが、それぞれの鉢で、花芽を付け、きれいに開花しました。

ストレスチェック義務化への備えを

その不調、ひとりで抱え込んでいませんか？

～ストレスに早く気づくことが、働きやすい職場づくりの第一歩です～

最近、疲れが抜けない...

仕事の負担が大きい気がする...

職場の人間関係に悩むことがある...

気持ちが落ち込みやすい...



小さな不調のサインに気づき、早めに対処することが、心の健康を守るにつながります。

働く人のストレスや心の不調が社会的な課題となる中、特に福祉や保育など人と関わる仕事の現場では、心身への負担が積み重なりやすい状況があります。人手不足や業務の忙しさに加

え、利用者や保護者への対応など、気を張る場面も少なくありません。責任感が強い職員ほど、自分の不調を後回しにしまい、「気づいた時にはかなり疲れていた」ということもあります。

こうした中で大切になってくるのが、職員のストレス状態に早めに気づき、心の不調を防ぐための「ストレスチェック」です。

年1回を基本に実施され、結果は本人に直接通知される仕組みで、本人の同意なく事業者へ共有されることはありません。

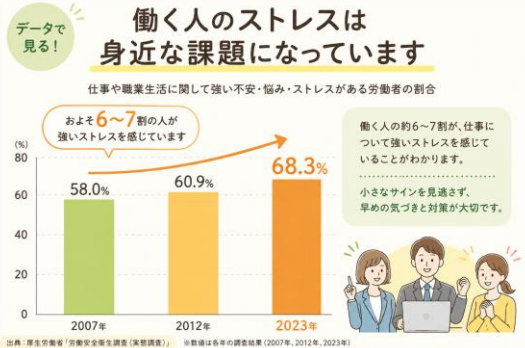
これまで従業員50人未満の事業場では努力義務とされてきましたが、法改正により今後は義務化が予定されており、2028年頃までの施行が見込まれています。制度への対応という面だけでなく、職員が安心して働き続けられる環境づくりや、離職防止につながる視点として考えていくことも大切になりそうです。

法律の施行を待つのではなく、今のうちから、実施方法や外部支援について確認を進め、安心して働ける職場づくりにつなげていきたいところです。



あとかき

久しぶりに野球観戦です。
 大きな声援でちっとすっきりしました。
 機会があったら、また出かけてみようかと思っています。



人事労務センター
 社会保険労務士 大隈昭子
 TEL 092-982-4188
 FAX 092-982-6170
 Eメール：akiko@b-souken.com